

流山市農業委員会
平成26年第10回
総会議事録

平成26年9月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成26年第10回総会議事録

1 期 日 平成26年9月25日(木)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 5番 増田 正美
6番 石井 博

5 出席委員(14名)

2番 吉田 達弘	3番 岡田 長政
4番 恩田 一雄	5番 増田 正美
6番 石井 博	7番 秋元 正
8番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
15番 水代 啓司	16番 高市 正義

6 欠席委員(2名)

1番 小田桐 仙 9番 中村 彰男

7 書記名 事務員 中里 友希

8 事務局 局長 福留 克志
次長 吉田 勝実
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について.....	1
(2) 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用).....	3
(3) 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について.....	6
(4) 議案第48号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について.....	8
(5) 議案第49号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について.....	10
(6) 議案第50号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について.....	12
(7) 報告第23号 合意解約の通知について.....	13
(8) 報告第24号 専決処理の報告について.....	14

開会 午後3時05分

高市議長 それでは、ただ今から平成26年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中14名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

この2名の欠席というのは議会の方ですね、中村委員と小田桐委員が決算審査委員ということですので、2名の欠席ということで、よろしくをお願いします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

5番、増田委員、6番、石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、中里事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件は、議案第45号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第50号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの6議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第23号の「合意解約の通知について」から、報告第24号の「専決処理の報告について」までの2項目について、御報告をさせていただきます。

ご説明は、以上です。

よろしくお申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第45号

農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年9月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

本案につきましては、農地を耕作目的で取得するための申請でございます、今月の3条許可申請は1件でございます。

初めに権利者ですが、流山市大字平方の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市平方の田1筆で、面積は581㎡です。次に申請事由ですが、経営規模の拡大を図るため申請地を買い受けたいというものです。議案案内図につきましては、1ページでございます。

今月の3条許可申請は、以上の1件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案につきましては、現地調査を行い審議いたしました。

まず、申請地は、東武野田線江戸川台駅の北西約1.5kmに位置している田1筆で、面積は581㎡であります。申請理由でございますが、経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものでございます。申請地の田は、草刈り済みの状況で、取得後は、水田として耕作したいということでした。

次に、権利者の営農状況でございますが、耕作面積は、約1.5ヘクタールで水稻を中心に、ネギ、ホウレンソウなどを栽培しているということでございます。今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(山崎委員) 売買価格はどのくらいでしょうか。

小林委員長 総額75万、坪4,260円です

15番(水代委員) 事務局の方に参考までにお伺いしたいのですが、この義務者の

方は非農家で、不耕作だったわけですね。それで、新川耕地の中にこういう非農家で田んぼを持っている地権者というのは、どのくらいいるんですか。そういうのって把握していますか。

吉田次長 農地につきましては、農地台帳というものを農業委員会事務局の方で持っております。各農家毎のお持ちになっている農地又は借入農地、貸し付けている農地、これが記載されている台帳でございますが、これで農地の方を管理することが出来るのですが、今はパソコンで台帳を作成しておりますが、残念ながら今のところシステム化という形での台帳にはなっておりません。

今ちょうど市の財政当局の方にも台帳をシステム化する要望をしております、それが導入されれば、そういった農地の計算といえますが、いろいろな項目の集計なんかも可能となるわけなのですが、今私どもの持っている台帳ではそういった統計をとることはできませんので、申し訳ありませんが、数字的なものはつかんでおりません。以上でございます。

15番(水代委員) ということは、早く電算化を進めるということですね。

吉田次長 鋭意執行部の方に話をしているところでございます。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

無いようですので、これより採決を行います。

議案第45号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第45号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第46号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年9月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

本案につきましては、調整区域の中にある農地を売買により取得し、農地転用を行うための申請でございます、今月の5条許可申請は1件でございます。

初めに、本件の申請者につきましては、流山市大字木にお住まいの方でございます。次に、農地転用の申請がありました土地は、流山市平方にあります畑、1筆で、転用面積は428㎡でございます。次に、転用目的につきましては、農業用施設用地

とするものです。また、この申請地の案内図と計画図面が、議案書とともに配布させていただきました。議案案内図の中の2ページと3ページでございますので、合わせてご覧いただきたいと存じます。

今月の5条許可申請は、以上の1件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件でございます。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、移転の原因は売買で、転用目的は農業用施設(米乾燥調整施設)を建設しようとするものでございます。権利者は流山市木にお住まいの農業者で、営農状況については、耕作面積が約6ヘクタールで、農業従事者はパートを含めまして5名であります。

申請理由については、権利者は以前、自宅付近に米乾燥調整施設を保有しておりましたが、区画整理で使用できなくなり、代替施設の建設を検討しておりました。そこで、まずは自宅近辺や柏市、我孫子市の自己所有地の付近を検討しましたが、ここでは、住民の反対が多く断念したとのことでございます。現在は、柏市内の別の場所で倉庫を借りて米乾燥作業を行っておりますが、今年一杯で撤退しなければならず、農協に相談したところ、当該申請地を紹介されたとのことでございます。当該申請地は、付近に住宅が少なく、近隣には農家やその関係者が住んでいることから理解を得やすいこと、更に、米の生産を新川耕地の田で行っており、その田に近いこと等、探していた条件に合うことから、申請があったものでございます。

申請地は、東武線運河駅の南西約2.2kmに位置しており、現地は特に耕作はされていませんでしたが、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。なお、第1種農地については、原則として転用の許可は出来ないものとされていますが、例外的に許可できる場合が農地法施行令第10条及び第18条に規定されており、農業用施設はその例外に該当しております。

次に、事業計画の概要ですが、申請地には砕石を敷き、鉄骨造の農業用施設及び積み下ろし場を設置する計画でございます。周辺への被害防除対策としては、雨水は場内自然浸透とし、周囲には施設の稼働期間中のみ粉じん対策用ネットを設置し、粉じんの流出防止を図る計画でございます。

次に、隣接農地所有者等へ事業の説明を行ったところ、特に意見は無かったとい

うことでした。

次に、資金計画については、土地代金が約640万円、建設費及び整地費が約1,850万円で、これを全額借入金で賄うとのことで、金融機関からの融資証明書が添付されておりました。

また、他法令については、都市計画法が該当し、現在申請中であります。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

10番(小嶋委員) ちょっと絵からわからないんですけど、畑はどこにあるんですか。

吉田次長 写真の方見ていただきたいと思います。

右手側のネギが作付されているところが隣接地になります。そして、左手側が申請地になります。

地図上ですと、赤く囲んでいるところが今回の申請地になります。

2番(吉田委員) 家にかかっちゃっているんですか。

吉田次長 今回の申請地はあくまでもこの赤の部分だけで、建物にはかかっていません。ここの赤いところが地目畑です。そして、黒いところは、登記地目は畑なんですけど、この後非農地申請で案件が出てきますが、登記上同じ所有者の方の農地になっています。更に、その上の色のついていないところは、同じ所有者の土地で、その部分については宅地になっています。

ここの四角全体が同じ所有者です。農地は、赤と黒の部分。白抜きのところは宅地です。今回の農業用倉庫で出てきた部分は赤のところ。黒のところはこの後御審査いただきますが、20年以上この宅地がまたがっていたということで、非農地証明ということで、地目を変えていきたいということでございます。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

質問が無いようですので、これより採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第46号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第47号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が、次のとおりあったので意見を求める。

平成26年9月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

本案につきましては、農地を耕作するために、農地の貸し借りを行いたいというものでございまして、今月の諮問件数は2件でございます。

初めに1番ですが、1番の権利者につきましては、流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。次に、移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方及び中野久木にあります田、10筆で、合計面積は、8,036㎡です。利用権の設定期間につきましては新規により3年間で、賃借料は年額8万円、支払期限につきましては12月31日となっております。次に、本件の議案案内図につきましては4ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、議案書の4ページをお開きください。

2番についてですが、権利者は富里市に本店を置く農業生産法人です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市中野久木の畑、8筆で、合計面積は、4,530.47㎡です。利用権の設定期間につきましては新規により3年間で、賃借料は年額67,500円、支払期限につきましては3月1日となっております。次に、本件の議案案内図につきましては5ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の利用集積計画につきましては、以上の2件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件であります。

まず、1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は36歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約12ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、一部には稲が作付されており、その他については、稲刈り済みの状態でした。本件については、新た

に3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、2番でございますが、本件につきましては市外の農業生産法人による、流山市内で初めての農地の権利の設定であることから、現地調査及びヒアリングを実施し、審査いたしました。

初めに、権利者は千葉県富里市に本店を置く農業生産法人で、主に小松菜を生産しているとのこと。また、その他カブ、大根、人参を生産しているとのことでした。また、営農状況については、耕作面積が約5.1ヘクタールであり、農業に従事する役員は3名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑はネギなどが作付けられており、これは義務者が作付したもので、収穫も義務者が行うとのことでございます。権利の設定後は、小松菜を作付していく予定とのこと、出荷先につきましては、現在年間契約を締結しているスーパーや飲食店があり、そちらに出荷する予定でございます。また、申請地の中に、筆の一部を対象としているものがありますが、その残地は新川小学校用地として流山市が借り受けております。

次に、利用権設定期間については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、今後も引き続き、農地を効率的に耕作することが認められること等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

2番(吉田委員) 富里の方なんですけど、これは露地でしょうか、ハウスでしょうか。小林委員長 写真を見ていただくと、ハウスがあると思いますが、あれは壊すということなので、ハウスは使わないということだと思います。ヒアリングの際に、ハウスを活用するんですかという話をしたら、使わないということでした。

高市議長 流山市でもですね、こういった形は初めてなものですから、一応呼びまして審査をしたわけですけども、その時にハウス栽培するのかもしれないのか聞いたわけですよ。そこで、露地栽培だと。

10番(小嶋委員) その耕作者というか働く人はどこから来るんですか。

小林委員長 当面は役員の方が松戸の方ですので、松戸から通ってくるとのこと。忙しいときはベトナムの留学生等も呼ぶということで、お話がありました。

11番(小倉委員) 小松菜を年何回やるつもりなんですか。

小林委員長 そこまでは確認していません。恐らく連作していくつもりなのだと思うんですけど。

7番(秋元委員) ハウスもちょうど中途半端なところに2棟建っているんですね。その辺我々もちょっと疑問に思ったもので、ハウスは向こうで使うからということで、うちの方はいらないから壊すということで、だから露地栽培で端からやっていくと、そういうことです。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

質疑が無いようですので、これより採決を行います。

議案第47号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第47号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第48号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第48号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成26年9月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の許可を要しない証明願いは2件でございます。

初めに1番ですが、1番の申請者は流山市大字東深井にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市平方の畑、1筆、面積につきましては67㎡で、変更後の地目につきましては、宅地でございます。また、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地の一部として、20年以上経過しておりますことから、この度、登記簿上の地目を現況の宅地に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。次に、本件の議案案内図につきましては2ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、2番ですが、申請者は流山市名都借にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市名都借の畑、1筆、面積につきましては257㎡で、変更後の地目につきましては、宅地でございます。また、本件につきましても登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地の一部として、20年以上経過しておりますことから、この度、登記簿上の地目を現況の宅地に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。次に、本件の議案案内図につきましては6ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の2件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第48号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は2件であります。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、1番ですが、申請地の状況は東武線江戸川台駅の北西約2.2kmに位置している土地で、登記地目は畑ですが、現況は宅地の一部として使用されておりました。申請地は、平成15年7月に申請者が相続により取得した土地であります。昭和46年頃から住宅の一部として使用しているとのことでした。申請理由につきましては、今回、登記簿上の地目と現況の地目を一致させ、土地の地目変更登記申請を行うため、申請があったものでございます。なお、申請書の提出に当たって、平成元年に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、2番ですが、申請地の状況はJR常磐線南柏駅の北西約1.4kmに位置している土地で、登記地目は畑ですが、現況は宅地として使用されておりました。申請地は、昭和41年2月に申請者が相続により取得した土地であります。昭和54年に住宅を建築し使用しているとのことでした。また、現在の住宅を建築する以前も別の住宅の用地として利用していたとのことでございます。申請理由につきましては、今回、登記簿上の地目と現況の地目を一致させ、土地の地目変更登記申請を行うため、申請があったものでございます。なお、申請書の提出に当たって、平成5年に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は、それぞれ宅地として利用されていたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって、それぞれ証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑が無いようですので、これより採決を行います。

議案第48号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第48号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第49号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第49号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成26年9月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件です。

初めに、相続人につきましては、流山市駒木台の方で、相続開始年月日は平成25年12月30日です。次に、納税猶予の願い出がありました土地は、流山市駒木台にあります畑、2筆で、面積は2,151.05㎡です。また、議案案内図につきましては、7ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、以上の1件です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第49号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案についても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

被相続人は、大正15年生まれで、平成25年12月に86歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の二男で、昭和34年生まれの55歳でございます。なお、今回は持分3分の2の申請ですが、残りの持分3分の1については、被相続人の妻で、相続人の母親に当たる方が所有されております。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものでございます。農業従事者につきましては、申請者とその母親、及び妻の3名であります。申請地は、現在、梨園となっております。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認でき

たため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) 今回は、相続人の方が持分3分の2ということなんですが、3分の1がおふくろさんということですが、今度おふくろさんの相続の場合リセットされるんですか。

残りの3分の1の相続のときですね。

吉田次長 今回は、二男の方が相続した分を猶予受けたいと、それで今水代委員が仰いましたように、残りの3分の1はお母様がお持ちになっていると、ここでもって子供さんが猶予受けて農業を続けます。それで、仮にお母様がお亡くなりになられた場合でも、この相続人の方が亡くなるまで農地は耕作をしなければならないという取扱いになるはずですよ。以上でございます。

15番(水代委員) 生産緑地と違ってリセットってことはないんだ。

11番(小倉委員) お母さんが3分の1の農地を受けたわけですよ。それでもしお母さんが亡くなったときに、また今回の相続人の方がお母さんの持分の分納税猶予受けることは出来るんですか。

吉田次長 制度上でいうと恐らく受けられると思います。

今回は相続した3分の2の部分を作っていきますという約束で税金の猶予を受けます。将来的に、万一お母様が亡くなった時は3分の1を誰が相続するかわかりませんが、相続が発生すれば相続税がかかりますので、それを猶予したいということで、申請すればその3分の1に対して猶予を受けられると思います。

13番(大作委員) 納税猶予の適格者証明っていう名前でございますけども、農業をやるという意志の確認だけなんでしょうか。適格者っていうのはもうちょっと具体的にどのようなことなんでしょうか。お聞かせください。

吉田次長 今まで農業をやっていなくても条件的には可能で、これから相続受けた後、農業をやっていくかどうか、という意志を確認してですね、証明書を発行するという形になります。

今回の場合はですね、二男の方ではありますけども、住所に関しては実家から離れているようですが市内に住まれている、実家の農業に関してもこの二男の方が実質行っていたということですので、農業経営の実績もありますし、小委員会の方でも十分農業をやっていけると判断していただけたという風に理解しています。以上です。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第49号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いしま

す。

挙手、全員であります。

よって議案第49号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第50号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第50号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成26年9月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、本件につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心となっていた方が病気とされたため、今後、農作業の継続が困難になったというものでございます。

このことから、今回、この生産緑地の解除をするための手続きに必要となる、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございまして、今月の証明願いは1件でございます。

初めに、今月の申請者につきましては、柏市豊四季にお住まいの方でございます。申請がありました土地は、流山市駒木にあります畑、2筆で、合計面積は4,710㎡です。次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人でございまして、買取り申出事由が生じた日は、平成26年8月20日でございます。また、議案案内図につきましては8ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の「農業の主たる従事者証明願い」につきましては、以上の1件です。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第50号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、申請者につきましては、申請者を中心に家族6名で農業を行っており、病気になる前は、ほぼ毎日農業に従事していましたが、今年の8月に医師から「陳旧性

心筋梗塞及び腰椎椎間板ヘルニア」の病名にて、農作業の従事できないと診断され、農業の中心となる者が不在となり農業の継続が難しくなったことから、証明願の申請がなされたとのことでした。

申請地につきましては、大部分は耕起済み、一部にはクリ等が植樹されておりました。

以上のことをもとに審議したところ、本案については、主たる従事者が故障前は、経営の中心として農業に従事しており、その者が故障したことにより、農業の縮小はやむを得ないものと認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第50号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第23号「合意解約の通知について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第23号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成26年9月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

本件につきましては、今まで貸し借りを行っていた農地について、貸主、借主の双方の話し合いによって解約することの合意が行われましたことから、今回、合意解約の通知書が提出されたものでございます。

初めに、1番でございますが、合意解約が行われました農地につきましては、流山市平方にあります田、1筆で、面積は1,031㎡でございます。次に、合意解約の通知書の受付日につきましては、平成26年8月22日でございます。次に、この解約が行

われました農地の場所につきましては、議案案内図の9ページでございますのでご覧いただきたいと思ひます。

次に、2番でございますが、合意解約が行われました農地につきましては、流山市南にあります田、1筆で、面積は1,031㎡でございます。次に、合意解約の通知書の受付日につきましては、平成26年8月22日で、この解約が行われました農地の場所につきましては、議案案内図の10ページでございますのでご覧いただきたいと思ひます。

今月の合意解約のご報告につきましては、以上の2件です。

よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第24号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第24号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月のご報告は4件で、移転の原因は、時効取得が1件、相続によるものが3件でございます。また、内容につきましては記載のとおりでございます、いずれも事務局長専決により書類を受理いたしました。今月の農地法第3条の3第1項の届出の合計につきましては、以上4件、16筆、16,967㎡、地目別の内訳につきましては、いずれも畑でございます。

次に、2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出からご報告させていただきます。

今月のご報告は5件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が4件、公衆用道路が1件でした。今月の4条届出の合計は、以上、5件、18筆、5,136.05㎡。地目別の内訳では、田1筆、238㎡、畑17筆、4,898.05㎡でございます。

次に、議案書の12ページをお開きください。

3の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告は17件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が11件、贈与が1件、賃貸借が4件、使用貸借が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が12件、店舗4件、宅地拡張が1件でした。今月の5条届出の合計は、以上、17件、36筆、19,419㎡、地目別の内訳では、田が16筆、8,302㎡、畑が20筆、11,117㎡でした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

14番(小林委員) 10ページの農地法第3条の3第1項届出の内の1番の時効取得の時効ってというのは何年なんですか。

田村次長補佐 時効取得の場合、一応20年達した場合ということです。この方の場合、20年経過したということで、時効取得により取得しています。以上です。

高市議長 20年だそうです。

他にも分からない点あれば質問してください。

特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時06分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成26年9月25日

流山市農業委員会会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員増田 正美.....

流山市農業委員会委員石井 博.....